

基安発 0329 第 6 号  
令和 3 年 3 月 29 日

関係業界団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
(公印省略)

「珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入、譲渡又は提供の禁止の履行確保について」の一部改正について

標記については、令和 3 年 2 月 16 日付け基安発 0216 第 1 号により周知依頼をしているところですが、同通知の記の一部を次の表のように改正しましたので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、改正後の通知を掲載していることを申し添えます。

改正後	改正前
<p>1 珪藻土製品（珪藻土を主たる材料とするバスマット、コースター、トレイ、歯ブラシ立て、傘立て、調湿剤及びこれらの類似品をいう。以下同じ。）を輸入、譲渡又は提供する者は、次に掲げる措置を実施すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1) の確認の方法は、輸入業者、仕入れ元等から石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等入手し確認する方法に加え、販売者が自ら石綿含有の有無について分析調査を行う方法があること。確認に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 日本国内で石綿の分析調査を行う場合には、以下の①～⑤いずれかに</p>	<p>1 珪藻土製品（珪藻土を主たる材料とするバスマット、コースター、トレイ、歯ブラシ立て、傘立て、調湿剤及びこれらの類似品をいう。以下同じ。）を輸入、譲渡又は提供する者は、次に掲げる措置を実施すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1) の確認の方法は、輸入業者、仕入れ元等から石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等入手し確認する方法に加え、販売者が自ら石綿含有の有無について分析調査を行う方法があること。確認に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 日本国内で石綿の分析調査を行う場合には、以下の①～④いずれかに</p>

<p>該当する者による分析を行うことが望ましいこと。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術評価事業</u>」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ <u>一般社団法人日本繊維状物質研究協会</u>が実施する「<u>石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業</u>」により認定される「<u>建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術</u>」の合格者</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>該当する者による分析を行うことが望ましいこと。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析の技術評価事業</u>」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者</p> <p>②～④ 略</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	--